

未帰還者留守家族等援護法案要綱

第一 目的

未帰還者の留守家族に手当を支給する外、これらの者が帰還し又は拘禁を解かれた後必要な援護を行うこと等を目的とすること。

第二 未帰還者の範囲

一 もとの陸海軍に属していた者（もとの陸海軍から俸給、給料又はこれに相当する給与を受けていなかった者を除く。）であつて、復員していないもの（以下「未復員者」という。）

二 未復員者以外の者であつて、昭和二十年八月九日以後ソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満洲又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料

があり、且つ、帰還していないもの（自己の意思により帰還しない者と認められるもの及び昭和二十年九月二日以後において、本邦に在った者を除く。）

三 日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁されている者

第三 留守家族の範囲及び順位

留守家族の範囲は、未帰還者が本邦に残している配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫及び祖父母であつて、未帰還者が帰還しているとすれば主としてその者の収入によつて生計を維持していると認められるものとし、留守家族手当の支給を受けることができる留守家族の順位は、

前段に掲げる順序によるものとする。

第四 留守家族手当の支給の条件

留守家族手当の支給を受けることのできる留守家族は、妻の場合を除き、左の各号の一に掲げる条件に該当する場合に限ること。

- 一 夫については、不具廃疾であること。
- 二 子及び孫については、十八歳未満又は不具廃疾であること。
- 三 父母及び祖父母については、六十歳以上であること、不具廃疾であること又は父母については、配偶者がなく、且つ、その者を扶養することができる直系血族がないこと。

第五 留守家族手当の額

留守家族手当の月額額は、二千百円とすること。但し、留守家族の範

二

囲に属し、且つ、留守家族手当の支給の条件に該当する留守家族が二人以上ある場合においては、二千百円に、これらの留守家族のうち、一人を除いた数を四百円に乘じて得た額を加えた額とすること。

第六 留守家族手当の支給の始期と終期

- 一 留守家族手当の支給は、申請のあったときから、未帰還者が帰還したとき、自己の意思で帰還しないものと認められたとき又は死亡したものと認められたとき若しくは留守家族が留守家族手当の支給の条件を欠くに至ったときまで行うものとする。
- 二 前号の外この法律の施行の日から三年を経過し、且つ、生存しているものと認められる資料があつてから既に七年を経過している未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給しないこと。

第七 未帰還者が帰還し又は拘禁を解かれた後における援護

おおむね現行の未復員者給与法及び特別未帰還者給与法と同様の援護（帰郷旅費、遺骨埋葬経費、遺骨引取経費及び障害一時金の支給並びに療養の給付）を行うこと。

第八 その他

- 一 この法律の施行期日は昭和二十八年八月一日とすること。
- 二 未復員者給与法、特別未帰還者給与法及び未帰還政府職員の給与制度は、これを廃止すること。但し、これらにより俸給等の支給を受けていた者が、この法律により留守家族手当の支給を受けることができない場合、この法律により受ける留守家族手当の額がこの法律の施行の際、現に受けていた額より少ない場合等においては、その

三

実績を保障するものとする。

三 その他所要の調整を行うこと。

未帰還者留守家族等援護法案

未帰還者留守家族等援護法

目次

第一章	総則（第一條—第四條）
第二章	援護（第五條—第二十八條）
第三章	調査究明（第二十九條）
第四章	雜則（第三十條—第三十六條）
附則	

第一章 総則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、未帰還者の留守家族に対して手当を支給するとともに、未帰還者が帰還した場合において必要な療養の給付等を行い、もつてこれらの者を援護することとを目的とする。

（未帰還者）

第二條 この法律において「未帰還者」とは、左の各号に掲げる者であつて、日本の国籍を有するものをいう。

一 もとの陸海軍に属していた者（もとの陸海軍から除給、給料又はこれに相当する給与を受けていなかった者を除く。）であつて、まだ復員していないもの（以下「未復員者」という。）

二 未復員者以外の者であつて、昭和二十年八月九日以後ソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、満洲州、滿洲又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、且つ、まだ帰還していないもの（自己の意思により帰還しないと認められる者及び昭和二十年九月二日以後において、自己の意思により本邦に在った者を除く。）

2 日本国との平和条約第十一條に掲げる裁判により拘禁されている者及び同条に掲げる裁判により本邦以外の地域において拘禁されていた者であつて、その拘禁を解かれ

まだ帰還していないものは、この法律の適用については、未帰還者とみなす。祖し、日本の国籍を有しない者は、この限りでない。

(帰還)

第三条 この法律において「帰還」とは、本邦以外の地域から居住の目的をもって、本邦に帰ることをいう。

2 前条第二項の規定により未帰還者とみなされる者であつて、本邦において拘禁されているものが、その拘禁を解かれたときは、帰還したものとみなす。

(留守家族)

第四条 この法律において「留守家族」とは、未帰還者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫及び祖父母であつて、本邦に住所又は居所を有するものをいう。

2 留守家族は、当該未帰還者が死亡していたことが後に判明した場合においても、その死亡の日にかのほつて留守家族でなかったものとして取り扱われることはない。

三

第二章 援護

(留守家族手当の支給)

第五条 未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給する。

2 留守家族手当の支給は、これを受けようとする者の申請に基づいて行う。

(留守家族の順位)

第六条 留守家族手当の支給を受けることができる留守家族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とし、父母については、養父母は実父母に、祖父母については、養父母の父母は実父母の父母に、父母の養父母は父母の実父母に、それぞれ先だつものとする。

2 先順位者たるべき者が、次順位者たるべき者より後に生ずるに至ったときは、前項の規定は、当該次順位者が留守家族手当の支給を受けることができなくなった後に限り、適用する。

(留守家族手当の支給条件)

四

第七條 留守家族手当は、未婚遺者が遺選しているとすれば、留守家族が主としてその者の収入によつて生計を維持していると認められる場合であつて、且つ、夫、子、父母、孫又は祖父母については、これらの者がそれぞれ在の各号に規定する条件に該当する場合に支給する。

一 夫については、不具廃疾であること。

二 子については、十八歳未満であること、又は不具廃疾であること。

三 父母については、六十歳以上であること、不具廃疾であること、又は配偶者がなく、且つ、その者を扶養することが出来る直系血族がないこと。

四 孫については、十八歳未満であること、又は不具廃疾であること。

五 祖父母については、六十歳以上であること、又は不具廃疾であること。

（留守家族手当の額）

第八條 留守家族手当の月額は、二千百円とする。但し、前条の規定に該当する留守家族が二人以上ある場合においては、二千百円にこれらの留守家族のうち一人を除いた

五

者一人につき四百円を加えた額とする。

六

（同順位者数人ある場合の支給の申請）

第九條 留守家族手当の支給を受けるべき同順位の有が二人以上あるときは、これらの者は同順位者全員のために、そのうち一人を選定して留守家族手当の支給の申請をしなければならぬ。

（留守家族手当の支給方法）

第十條 留守家族手当は、毎月、その月分を支払うものとする。

（支給の始期及び終期等）

第十一條 留守家族手当の支給は、留守家族が留守家族手当の支給の申請をした日の属する月の翌月へ留守家族手当の支給を受けていた留守家族が、留守家族手当の支給を受けることができなくなったことにより、次順位者に転給する場合においては、当該転給の原因たる事由が生じた日の属する月の翌月（から始め、左の各号の一に該当するに至った日の属する月で終る。

- 一 未帰還者が帰還したとき。
- 二 厚生大臣によって未帰還者が自己の意思により帰還したとき。
- 三 未帰還者の死亡の事実が判明するに至つたとき。
- 四 前各号のほか、留守家族手当の支給を受けていた留守家族が、留守家族手当の支給を受けることがなくなったとき。
- 2 留守家族手当の支給を受けている留守家族は、未帰還者が死亡したものと確認するに足る資料を得た場合又は正に掲げる事実を知るに至つた場合には、厚生省令で定める場合を除き、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 一 未帰還者が帰還したこと。
- 二 未帰還者が自己の意思により帰還しない状態にあること。
- 3 前項第一号に規定する事実について届出があつた場合においては、未帰還者が帰還した日の属する月の翌月以後、当該留守家族がその事実を知るに至つた日まで、すでに支給した留守家族手当は、国庫に返還せしめなければならない。

七

八

- 4 第一項第二号又は第三号の規定により留守家族手当の支給を終えた場合において、その支給の終了前に当該留守家族が第二項に規定する資料を得、又は同項第二号に掲げる事実を知つていたものであるときは、その資料を得、又はその事実を知るに至つた日の属する月の翌月以後すでに支給した留守家族手当は、国庫に返還せしめることができる。

（留守家族手当の額の改定）

- 第十二条 留守家族手当の支給を受けている留守家族は、前条に第八条但書の規定により加給すべき留守家族があるに至つた場合における留守家族手当の額の改定は、当該留守家族手当の支給を受けている留守家族の申請により、当該申請のあつた日の属する月の翌月（当該加給の原因となつた事由の生じた日から一箇月以内に申請があつた場合においては、当該事由の生じた日の属する月の翌月）から行ふ。
- 2 留守家族手当の支給を受けている留守家族につき、加給の原因となつた留守家族がなくなつた場合又はその数が減じた場合における留守家族手当の額の改定は、当該事

由が生じた日の属する月の翌月から行う。

(留守家族手当の支給をしない場合)

第十三条 この法律の施行後三年を経過した日以後においては、過去七年以内に生存していたと認めるに足りる資料がない未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給しない。

(恩給法との調整)

第十四条 未帰還者に関し、恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定による普通恩給(地方公共団体において支給するこれに相当する給付を含む。)を受ける権利につき裁定があつた場合においては、当該未帰還者の留守家族には、当該普通恩給の支給額の限度において、留守家族手当を支給しない。

(帰郷旅費)

第十五条 未帰還者が帰還したときは、厚生省令の定めるところにより、帰郷旅費として、一人につき千円から三千円まで、十八歳未満の者については、五百円から千五百

九

円まで)を支給する。

十

(遺骨埋葬経費)

第十六条 未帰還者のうち、未復員者、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にある者又は第二條第二項の規定により未帰還者とみなされる者につき、その者の死亡の事実が判明するに至つた場合においては、遺骨の埋葬に要する経費として、その遺族(遺族がない場合においては、葬祭を行う者)に対し、その者の申請により、死亡者一人につき三千円を支給する。但し、本邦に住所又は居所を有しない者には、支給しない。

2 前項に規定する遺族の範囲は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とし、その順位は、葬祭を行う遺族があるときはその者を先にし、その者がないときは配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による。

(遺骨引取経費)

第十七条 前条第一項に規定する者につき、その者の死亡の事実が判明するに至つた場

合においては、遺骨の引取に要する経費として、その遺族に対し、その者の申請により、死亡看一人につき二千七百円を支給する。但し、本邦に住所又は居所を有しない者には、支給しない。

ム 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（療養の給付）

第十八条 厚生大臣は、第十六条第一項に規定する者が自己の責に帰することのなきない事由により負傷し、又は疾病にかかり、帰還後療養を要する場合においては、帰還後三年を限り、その者の申請により、必要な療養の給付を行う。

ニ 前項の療養の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が同項の規定に該当する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

三 厚生大臣は、第一項の規定による療養の給付を受けている者が、同項の期間を経過する日において、なお、引き続き療養を要する場合においては、その期間の経過後においても、更に三年間、その者の申請により、必要な療養の給付を行うことができる。

四 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（療養の給付の範囲）

第十九条 療養の給付の範囲は、左の通りとする。

一 診察

ニ 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

（療養の給付の機関）

第二十条 療養の給付は、厚生大臣の指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）において、行うものとする。

（診療方針及び診療報酬）

第二十一条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるものとする。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることができないうとき、及びこれによることが適当でないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣の定めるところによる。

（医療費の審査）

第二十二条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣の行う前項の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するにあつては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会の意見をきかなければならない。

（報告の請求及び検査）

第二十三条 厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員として、指定医療機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

（療養費の支給）

第二十四条 厚生大臣は、第十八条の規定により療養の給付を受けることができる者が緊急その他やむを得ない事由のため、指定医療機関以外の医療機関から療養を受けた場合において、その必要があると認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

2 療養費の額は、療養に要する費用を基準として、厚生大臣が定める。

3 療養に要する費用の額は、指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額の例

による。

(療養中の死亡者)

第二十五条 第十八条の規定により療養の給付（前条の規定による療養費の支給を含む。以下同じ。）を受けている者が、当該負傷又は疾病によつて療養を受けている間に死亡した場合においては、第十九条の規定を準用する。

(障害一時金)

第二十六条 第十六条第一項に規定する者が、自己の負に帰する一とすべきでない事由により負傷し、又は疾病にかかり、帰還が際なかつてゐる場合、療養後三年（療養の給付を受ける者については、その受けることのできる期間）以内になつた場合又はなからないがその期間を経過した場合において、別表中欄に掲げる程度の障害の状態にあるときは、その程度に応じ、その者の申請により、障害一時金として、同表下欄に定める金額を支給する。

(再給付等の禁止)

第二十七条 障害一時金の支給を受けた者には、同一の事由については、以後療養の給付を行わず、また、重ねて障害一時金を支給しない。

二 同一の事由について、他の法令の規定により障害一時金に相当する給付を受けることが出来る者には、この法律による療養の給付を行わず、又は障害一時金を支給しない。

三 同一の事由について、他の法令の規定により療養の給付に相当する給付を受けている者には、この法律による療養の給付を行わない。

(報告の請求)

第二十八条 厚生大臣は、療養の給付及び障害一時金の支給（以下「療養の給付等」という。）に関して必要があると認めるときは、療養の給付等を受ける者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることが出来る。

第三章 調査証明

(調査証明)

第二十九条 国は、未帰還者の状況について調査究明に努め、これを促進する。

第四章 雜則

(時効)

第三十条 療養の給付等を受ける権利は、これを給付する事との生じることから二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(譲渡等の禁止)

第三十一条 この法律により援護を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへるることができない。

(非課税)

第三十二条 この法律により支給を受けた金銭を課税し、租税その他の公課を課することができない。

2 援護に関する書類には、印紙税を課さない。

(本邦)

第三十三条 この法律において「本邦」には、北緯二十九度以南の南西諸島を含むものとする。

(権限又は事務の委任)

第三十四条 この法律の施行に關する専らに區分権限又は権限に属する事務であつて、政令で定めるものは、政令で定めるところにより、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）に規定する行政機関の長、都道府県知事その他の政令で定める者に委任することができ、

(省令への委任)

第三十五条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の實施のための手続その他この執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

(罰則)

第三十六条 第二十八条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則

この法律は、昭和二十一年八月一日から施行する。
（承継親若給与法等の廃止）

承継親若給与法（昭和二十二年法律第百八十二号）以下「旧法」といふ。及び特
別承継親若給与法（昭和二十三年法律第百二十九号）は、廃止する。

一般職の職員の給与に関する法律（一部改正）

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）以下「公務員給
与法」といふ。の一節を次のように改正する。

附則第三項に次の但書を加える。

但し、その者が帰還するまでの間は、給与を支給しない。

（申請主義の特例）

この法律の施行の際、現に旧法へ特別帰還者給与法第二系において適用する場合
を含む。以下同じ。又は従前の公務員給与法附則第三項（セ）を令において準用し、

一九

又は例による場合を含む。以下同じ。一の規定により、俸給又は扶養手当（以下學に

「俸給」といふ。）の支払を受けている者で、この法律の規定により留守家族手当の

支給を受けることができるものに対しては、第五系第二項の申請を要しないで、昭和

二十八年八月分から留守家族手当を支給する。

（留守家族手当の始期の特例）

この法律の施行後昭和二十八年九月三十日までの間に、留守家族が第七系の規定に

該当するに至つた場合において、当該留守家族が同年十月三十一日までの間に、留

守家族手当の支給の申請をしたときは、当該留守家族に対する留守家族手当の支給の

始期は、第十一系第一項の規定にかかわらず、当該留守家族が第七系の規定に該当す

るに至つた日より低する月の翌月とする。

この法律の施行後本邦に帰つたことにより留守家族となつた者が、本邦に帰つた日
から起算して二箇月以内に第七系の規定に該当するに至つた場合において、本邦に帰
つた日から起算して三箇月以内に留守家族手当の支給の申請をしたときも、前項と同

限とする。

（順位の特例）

7 この法律の施行の際、現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けている者が、若て是の規定に該当する留守家族である場合には、その者が後順位者である場合においても、その者を先順位者とみなして、その者が第六系第一項の規定によりその者が同順位にある者に、留守家族手当を支給する。

附則第四項の規定は、前項の者について準用する。

（特別手当）

7 この法律の施行の際、現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けている者が、この法律による留守家族手当の支給を受けることができなぬ場合には、その者及び従前の例によりその者と同順位にある者に対し、昭和二十八年八月以降、毎月、その俸給の額に相当する額の特別手当を支給する。但し、当該未帰還者につき、他にこの法律による留守家族手当の支給を受けることができる留

三

三

守家族がある場合には、留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がなくなつたまでの間、特別手当を支給しない。

10 この法律の施行後留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がなくなつた場合において、他に従前の例による扶養親族たる資格を有する者（この法律の施行後の資格を有するに至つた者と除く。）があるときは、その者に対して、その日の属する月の翌月以降、毎月、従前の例により計算した俸給の額に相当する額の特別手当を支給する。

11 前項の場合において、従前の例による扶養親族たる資格を有する者が二人以上であるときは、特別手当は、同項の規定にかかわらず、従前の例による順位により先順位にある者に支給するものとし、同順位者が数人あるときは、その全員に対して支給するものとする。

12 従前の扶養手当の計算の基礎となつた扶養親族のうち、この法律の施行後死亡し、又は従前の例による扶養親族たる資格を欠く者があるに至つたときは、その日の属す

る月の翌月から特別手当の額を改定するものとし、改定後の額については、従前の例による。

第十三条及び第十四条の規定は、特別手当について準用する。

特別手当は、当該未帰還者につき、この法律の規定による留守家族手当の支給を受けることかである留守家族があるに至った場合は、その日の属する月の翌月以降、留守家族手当の支給を受けることかである留守家族がなくなるまでの間、支給しない。

（額の特例）

附則第九項但書又は前項に規定する場合に支給する留守家族手当の額は、第八条の規定にかかわらず、同条に規定する額に、従前の例による扶養親族たる資格を有する者へこの法律の施行後その資格を有するに至った者及び第七条の規定に該当する者と除く。一人につき四百円を加えた額とする。

前項の規定は、この法律の施行の際既に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により津給の支払を受けている者へ支給する留守家族手当の額について準用する。

三三

（差額支給）

従前の公務員給与法附則第三項の規定による未帰還職員のにつき、この法律の規定により支給する留守家族手当について、附則第十五項へ前項において準用する場合を含む。一又は第二項の規定する額が、左に掲げる額より少額であるときは、その差額を留守家族手当に加えて支給する。

第二項に規定する留守家族手当以外の留守家族手当については、この法律の施行の際既に旧法及び従前の公務員給与法附則第三項の規定によつて支給している津給の額。

附則第九項に規定する場合に支給する留守家族手当については、その支給とは、前項各号に規定する額は、これらの額の計算の基礎となつた扶養親族のうち、留守家族手当の支給開始後死亡し、又は従前の例による扶養親族たる資格を欠く者があるに至つたときは、その日の属する月の翌月から減額するものとし、減すべき額について

ては、従前の例による。

（未支給の給与）

17 旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定による給金であつたこの法律の施行の際また支給してないものについては、なお従前の例による。

（俸給の返還をさせない場合）

20 旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支給を受けていた者が、すでに死亡し、又は未復員者、特別未帰還者若しくは未帰還職員でなくなつてゐたことか判明した場合には、その者が死亡し、又は未復員者、特別未帰還者若しくは未帰還職員でなくなつた日以降の分として、その事実が判明した日までの間に、すでに支給された俸給は、国庫に返還させないことができる。

（療養の給付）

21 第十八条第一項の規定は、この法律の施行前に帰還した未帰還者についても適用する。但し、その者が療養の給付を受けることのできる期間については、従前の例による。

三五

よる。

二六

22 この法律の施行前に、旧法第八条の二第一項若しくは未復員者給与法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百七十七号、以下「旧法中改正法」という。）附則第二條第一項又は旧法第八条の二第二項、旧法中改正法附則第二條第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて、厚生大臣が療養を受けるものと認めた職員又は疾病については、厚生省令で定める場合を除くほか、それぞれ第十八条第二項又は同条第四項において準用する同条第二項の規定による厚生大臣の認定があつたものとみなす。

（指定医療機関）

23 この法律の施行前に、旧法の規定により厚生大臣の指定した医療機関は、この法律の規定により厚生大臣が指定した医療機関とみなす。

（指定医療機関以外の医療機関から受けた療養）

24 第二十四条第一項の規定は、この法律の施行前に指定医療機関以外の医療機関から

榮養を受けた者についても適用する。

（再納付の禁止）

25 この法律の施行期 他の法令の規定によりこの法律による原書一時金に相当する金
けを徴した者には、同一の事由について、この法律による原書一時金を徴する
時金を支給しない。

（実課の保障）

26 この法律の施行の際 現に旧法の規定による給子の支給を受けている者で、第二
に規定する未帰還者でないものは、当分の間、第十四条第一項に規定する未帰還者と
みなして、その者及びその留守家族に対し、この法律による徴収を行うことかこ
27 前項の者が、本邦以外の地域から本邦に入国したとき、日本国との平和条約第十一
条に掲げる裁判により本邦以外の地域において拘束され、拘束のまま本邦に入国した
ときは除く。）は、この法律の適用については、その者が帰還したものとみなす。前
項に掲げる者で、日本国との平和条約第十一條に掲げる裁判により本邦において拘束

三六

されていたものか 拘束を解かれたときも同様とする。

（恩給法との調整）

28 未帰還者か恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第 号）附則第二
十七条第一項の規定により退職したもののみならず、同条第二項恒書つ規定により普
通恩給の給与が行われる場合において、当該未帰還者に関し、その退職したもののみ
なされた旨の属する旨の要項を以て、当該普通恩給と受ける権利につき裁定のあつた
旨の属する旨とての分として、留守家族等又は特別手当が支給されたとき、その
支給されを額は、政令の定めるところにより、当該普通恩給の内払とみなす。
（陸軍刑法を廃止する等の政令第ニ条の改正）
29 陸軍刑法を廃止する等の政令（昭和二十二年政令第五十二号）第一節七条を次のように
改める。

第七条 もとの陸海軍に属していた者であつて、まだ復員していないものは、復員す
るまでの間、なお 従前の未復員者としての身分を有するものとする。

二 前項の不復員者が帰還し、又は自己の意思により帰還しないと認められるときは、厚生大臣は、その者の復員に關して必要な手続をとらなければならない。

（厚生省設置法の一部改正）

四 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項第二号中「戦没者遺族等」と「戦没者遺族、未帰還者留守家族等」に改める。

第五條第六十四号を次のように改める。

六十四 未帰還者留守家族等保護法（昭和二十八年法律第 号）の定めるところにより、留守家族手当の額を改定し、及び療養の給付の必要の有無を認定すること。

第十四條の二第八号中「前三号」と「前二号」に改め、同条中第七号を削り、第六号と第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 未帰還者留守家族等保護法を施行すること。

三九

三〇

第三十九條の五第一項中「第十四條の二第五号、第六号及び第八号」と「第十四條の二第六号から第八号まで」に改める。

第三十九條の六第二項の表中「玄島船越町」と「玄島市」に改める。

第三十九條の八中「第十四條の二第五号」と「第十四條の二第六号」に改める。

（引揚保護法設置令の一部改正）

三十一 引揚保護法設置令（昭和二十三年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第二号を次のように改める。

二 戦傷病者、戦没者遺族等の保護及び未帰還者留守家族等の保護に關する事務を行ふこと

第五條第七号の次に次の二号を加える。

ハ 未帰還者留守家族等の保護に關する調査企画の事務を行ふこと

九 未帰還者留守家族等保護法（昭和二十八年法律第 号）に基く保護の実施に關する事務を行ふこと

第六系中第三号を削り 第三号の二を第三号とする。

（附録予防法の一部改正）

34 附録予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項但書中「未帰還者給与法、昭和二十二年法律第百一十二号」を「特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第百七十九号）」とし「未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百一十号）」に改める。

第三十五条但書中「未帰還者給与法」は「特別未帰還者給与法」とし「未帰還者留守家族等援護法」に改める。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

35 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「又は戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十二年法律第百二十七号）」を「又は戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十号）」に改正する。

第十四条第二項中「又は戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十二年法律第百二十七号）」を「又は戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十号）」に改正する。

第十五条第三項中「又は戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十号）」を「又は戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十八年法律第百一十号）」に改正する。

（地方自治法の一部改正）

36 地方自治法（昭和二十二年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第十條第一項中「その家族等に対する扶助その他の給与に関する事務」及び「並びに特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第百七十九号）」の施行に関する事務」と削る。

（地方税法の一部改正）

37 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百六十二條第六号を次のように改める。

六 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百一十号）の規定により支給を受ける金品

第六百七十二条第六号を次のように改める。

六 未帰還者留守家族等被護法の規定により支給を受ける金

第七百四十四条第十一項及び第七百七十三條第四項中「特別未帰還者給与法」と

特別未帰還者給与法、未帰還者留守家族等被護法に改める。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

必 国家公務員災害補償法（昭和二十七年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「未復員者給与法（昭和二十二年法律第八十二号）に規定する未復員者である職員及び特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）に規定する特別未帰還者である職員」と及び未帰還者留守家族等被護法（昭和二十八年法律第 号）第十八条第一項に規定する未帰還者である職員に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等被護法の一部改正）

必 戦傷病者戦没者遺族等被護法（昭和二十七年法律第二百七十一号）の一部を次のように

改正する。

第七條第一項第二号中「未復員者給与法（昭和二十二年法律第八十二号）第八條の二又は未復員者給与法の一號を改正する法律（昭和二十三年法律第二百七十七号）附則第二條」と「未帰還者留守家族等被護法（昭和二十八年法律第 号）第十八条に改める。

第十二条中「又は未復員者給与法」と「若しくは旧未復員者給与法（昭和二十二年法律第八十二号）又は未帰還者留守家族等被護法に改める。

第二十九條の次に次の一条を加える。

（遺族年金支給の特例）

第二十九條の二 軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死亡の事実が判明しなかつたものの親族に対して未帰還者留守家族等被護法第五条の規定による留守家族手当又は同法附則第九項若しくは第十項の規定による特別手当が支給されてゐた場合に於いては、当該軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族に支給すべき遺族年金は、

当該留守家族手当又は特別手当が支給されていた期間に係る分は、支給しない。
第三十四条第三項中、「特別未帰還者給与法」と、「旧特別未帰還者給与法」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する経過規定)

第 昭和二十七年四月一日以後この法律の施行前に旧法第八条の二又は旧法中改正支
則第二条の規定により療養を受けることができた者であつて、同期間内に負傷又は疾
病がなつたもの又はこれらの規定により療養を受けることが出来る期間を経過した
ものに関する不具療養の程度認定及びその者に支給する障害年金の始期については、
従前の例による。

別表

障害の程度	障害の状況	金額
第一級	一 両眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能を喪失したもの 三 精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの 五 半身不随となったもの 六 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 七 両上肢の用を全廃したもの 八 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 九 両下肢の用を全廃したもの	三八〇〇〇円
第二級	一 一眼が失明し他眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの	三七

第二級	第三級	金額
二 両眼の視力が〇・二以下に減じたもの 三 両上肢を腕関節以上で失ったもの 四 両下肢を足関節以上で失ったもの	一 一眼が失明し他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 二 咀嚼又は言語の機能を喪失したもの 三 精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの 五 十指を失ったもの	三〇、〇〇〇円
第三級	一 両眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 二 咀嚼及び言語の機能を著しい障害を残すもの 三 肢展の全部の欠損その他に因り両耳の聴力を全く失つ	

第四級	第五級	
たもの 一 上肢をいじ関節以上で失ったもの 二 下肢をいじ関節以上で失ったもの 三 十指の用を廃したもの 四 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	一 一眼が失明し他眼の視力が一以下に減じたもの 二 一肢を腕関節以上で失ったもの 三 一下肢を足関節以上で失ったもの 四 一上肢の用を全廃したもの 五 一下肢の用を全廃したもの 六 両足の指を全部失ったもの	一 両眼の視力が一以下に減じたもの 二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの
二、四〇〇〇円	二、四〇〇〇円	三、九

第六級	
一 鼓膜の大部分の欠損その他に両耳の聴力が耳殻に接しなければ大音を解することができないもの 二 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 三 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 四 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 五 一手の五指又はおや指及び小指とさし指をあわせ四指を失ったもの	一 一眼が失明し他眼の視力が一以下に減じたもの 二 鼓膜の中等度の欠損その他に両耳の聴力が四十センチメートル以上では尋常の語声を解することができないもの 三 精神に障害を残し堅易な労務の外服することができないもの
二、一〇〇〇円	

第七級

- 四 胸腹部臓器の機能に障害を致し軽易な労務の外服することができないもの
- 五 一手のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ三指以上を失ったもの
- 六 一手の五指又はおや指及びひとさし指をあわせ四指の用を廃したもの
- 七 一足をリスフラン関節以上で失ったもの
- 八 両足指全部の用を廃したもの
- 九 女子の外観に著しい醜状を残すもの
- 一〇 両側の睪丸を失ったもの
- 一一 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下に減じたもの
- 一二 脊柱に運動障害を残すもの

一八、〇〇〇円

第八級

- 三 神経系統の機能に著しい障害を致し軽易な労務の外服することができないもの
- 四 一手のおや指とあわせ二指を失ったもの
- 五 一手のおや指及びひとさし指又はおや指若しくはひとさし指をあわせ三指以上の用を廃したもの
- 六 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの
- 七 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの
- 八 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの
- 九 一上肢に板関節を残すもの
- 一〇 一下肢に板関節を残すもの
- 一一 一足の指の全部を失ったもの
- 一二 脾臓又は一側の腎臓を失ったもの
- 一三 両眼の視力が0.06以下に減じたもの

一五、〇〇〇円

第九級

- 一 一眼の視力が二・〇以下に減じたもの
- 二 両眼に千円以上の視力減損を蒙るもの
- 三 両眼のまはた二指以上の欠損を蒙るもの
- 四 鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの
- 五 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの
- 六 鼓膜全部の欠損その他に同一部の視力を全く失ったもの
- 七 一手のあや指を失ったもの、ひとさし指をあわせ二指を失ったもの、またあや指及びひとさし指以外の三指を失ったもの
- 八 一手のあや指をあわせ二指の用を廢したものの
- 九 一足の第一指をあわせ二指以上の欠けたもの
- 一〇 一足の指の全部の用を廢したもの
- 一一 生殖器に著しい障害を残すもの

一、二、のうの円

第一級

- 一 一眼の視力が二・〇以下に減じたもの
- 二 両眼又は片眼の機能に著しい障害を残すもの
- 三 十指以上に対し、指の可動性を失ったもの
- 四 鼓膜の大部分の欠損その他に同一部の視力が五割に減じたもの、またあや指を失ったもの、またあや指及びひとさし指以外の二指を失ったもの
- 五 一手のあや指を失ったもの、またあや指及びひとさし指以外の二指を失ったもの
- 六 一手のあや指の用を廢したものの、ひとさし指をあわせ二指の用を廢したもの、又はあや指及びひとさし指以外の二指の用を廢したもの
- 七 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの
- 八 一足の第一指又は他の四指を失ったもの
- 九 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの

九六〇の円

第二級	一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 四 鼓膜の中等度の欠損その他に因り一耳の聴力が四〇センチメートル以上又は尋常の語音を解することができないもの 五 脊柱に奇形を残すもの 六 一手のなか指又はくすり指を失ったもの 七 一手のひとさし指の用を失ったもの又はふや指又は小指の用を失ったもの	七、二〇〇円
------------	--	---------------

第二級	一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 七歯以上に對し齒科補綴を加えたもの 四 一耳の耳鼓の大部分を欠損したもの 五 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの 六 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 八 長管骨に奇形を残すもの	四、八〇〇円
------------	--	---------------

	九 一手のなか指又はくすり指の関節を廃したもの 一〇 一足の第二指を失ったもの、第二指をあわせ二指を失ったもの又は第三指以下の三指を失ったもの 一一 一足の第一指又は他の四指の関節を廃したもの 一二 局部に強固な神経症を失ったもの 一三 男子の外貌に著しい醜状を失ったもの 一四 女子の外貌に醜状を失ったもの	
	一 一眼の視力が〇、六以下に就いたもの 二 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 三 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつ毛はげを残すもの 四 一手の二指を失ったもの 五 一手のおや指の指骨の一部を失ったもの	

ハ

第一三級	六 一手のひとさし指の指骨の一部を失ったもの 七 一手のひとさし指の末関節を屈伸することができなくなつたもの 八 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの 九 一足の第三指以外の一指又は二指を失ったもの 一〇 一足の第二指の関節を廃したもの、第二指をあわせ二指の関節を廃したもの又は第三指以外の三指の関節を廃したもの	三二〇〇円
第一四級	一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつ毛はげを残すもの 二 三齒以上に対し齒科補綴を加えたもの 三 上肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの 四 下肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの	一六〇〇円

ハ

- 五 一手の二指の用を廃したるもの
- 六 一手のおや指及びひとさし指以外の指骨の一部を失つたもの
- 七 一手のおや指及びひとさし指以外の指の末関節を屈伸することができなくなったもの
- 八 一定の第三指以下の一指又は二指の用を廃したるもの
- 九 局部に神経近状を残すもの
- 一〇 男子の外貌に醜状を残すもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。

- 三 指の用を廃したものとば、指の末関節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に着しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 足指の用を廃したものとば、第一指は末関節の半分以上、その他の指は末関節以上を失つたもの又は蹠趾関節若しくは第一指関節（第一指にあつては足指関節）に着しい運動障害を残すものをいう。

理由

未帰還者の留守家族がおかれている特別の状態にかんがみ、これらの者の援護を強化し、あわせて未帰還者が帰還した場合に所要の援護を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

未帰還者留守家族等援護法
案（第十六国会）参照条文

引揚援護庁

第一条 (この法律の目的) 関係

○ 日本国憲法

(生存権 国の社会的使命)

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

○ 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に應じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

第二条 (未帰還者) 関係

○ 陸軍刑法を廃止する等の政令 (昭和二十二年政令第百五十二号)

附 則

第六条 この政令は、昭和二十二年五月三日から適用する。

第七条 この政令施行の際現に陸海軍に属し復員していない者は、その者の復員するまで、従前の業務に相当する未復員者としての業務に秩序を保つて従事するものとし、給与については、未復員者給与法に定めるものを除く外従前の例による。

○ ボンタム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の指置に関する法律 (昭和二十七年法律第百二十号)

（將永存続すべき命令）

第三條 前二条に規定する命令並びに左に掲げる命令及び命令の規定は、日本
國との平和条約の最初の効力発生の日以右も、法律としての効力を有するもの
とする。

一 匪軍刑法を廃止する等の政令（昭和二十二年政令第五十二号）才七条

○國籍法（昭和二十五年法律才百四十七号）

（國籍の喪失）

第八條 日本國民は、自己の意思によつて外國の國籍を取得したときは、日本
の國籍を失う。

第九條 外國で生れたことによつてその國の國籍を取得した日本國民は、戸籍
法（昭和二十二年法律第百二十四号）の定めるところにより日本の國籍を留
保する意思を表示しなければ、その出生の時にさかのぼつて日本の國籍を失う。

三

四

第十條 外國の國籍を有する日本國民は、日本の國籍を喪失することなきを

二 國籍を喪失するには、法務総裁に届け出なければならぬ。

三 國籍を喪失した者は、日本の國籍を失う。

○未復員者給与法（昭和二十二年法律才百八十二号）

第一條 もとの陸海軍に属している者で、まだ復員していないもの（以下未復
員者といふ）に係る給与に關しては、他の法令に特別の定めのあるものを除く外
この法律で定めるところによる。

○特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律才二百七十九号）

第一條 この法律で「特別未帰還者」とは、もとの陸海軍に属していない者で、
昭和二十二年九月二日から引き続き海外に在つてまだ帰国せず、且つ、ソビエト
社会主義共和國連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、滿洲又
は中國本土（主務大臣の指定する地域を除く）の地域内において、ソビエト

社会主義共和国連邦の地域内の不慣習者と同様の実情にあるものという。

第一系の二 日本国との平和条約才十一系に掲げる裁判により拘禁されている者は、この法律の規定の適用については、特別帰還者とみなす。

○日本国との平和条約

第十一系

日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪訴訟の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。これらの拘禁されている者を赦免し、減刑し、及び仮出獄させる权限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本国の勧告に基づく場合の外、行使することができない。極東国際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この权限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基づく場合の外、行使することができない。

五

第三系 (帰還) 関係

○出入国管理令(昭和二十六年政令才三百十九号)

(一定義)

第二系 この政令において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 本邦 本州 北海道 四国及び九州並びにこれらに附属する島で支務省令で定めるものという。

○南方連絡事務局設置法(昭和二十七年法律才二百十八号)

(設置)

第一系 左に掲げる地域(以下「南方地域」という)に属する事務(外務省の所掌に属する事務を除く)を行つたため、総理府の附属機関として、南方連絡事務局を置く。

六

一 北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）

○ 外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）

第六条 この法律又はこの法律に基く命令の適用を第一にするため、左に掲げる用語は、左の定義に従うものとする。

一 「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び命令で定めるその附属の島をいう。

第四条（留守家族）関係

○ 未復員者給与法

第四条 未復員者で命令で定める扶養親族のあるものには、扶養手当を支給する。

○ 未復員者給与法施行規則（昭和二十二年大蔵省令第二百一十一号）

第二条 法第四条第一項の扶養親族は、未復員者が内地に残しているその配偶者並びに左に掲げる二親等内の血族及び一親等の姻族でその未復員者と生計を一にし、且つ、主としてその収入によつて生計を維持していたと認められるものとする。

一 年令満十八才未満または満六十才以上の者

二 不具養族の状態にある者

○ 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百一十七号）

（遺族の範囲）

第二十四条 遺族年金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ）子、父、母、孫、祖父及び祖母で、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有し、且つ、その者によつて生計を維持し、又はその者

と生計をともにしていたもの（死した者の死亡の当時、その者の軍人軍属たることによる勤務がなかったらうば、これらの条件に該当していたものと認められるものを含む。以下同じ。）とする。

第五条（留守家族手当の支給）関係

○戦傷病者戦没者遺族等援護法

（裁 定）

第六条 障害年金、遺族年金又は弔慰金を受ける権利の裁定は、これらの援護を受けよつとする者の請求に基づいて厚生大臣が行う。

○未復員者給与法

第四条 未復員者で命令で定める扶養親族のあるものには、扶養手当を支給する。

第六条（留守家族の順位）関係

○未復員者給与法

第四条

扶養手当は、毎月、命令で定めるところにより、これを扶養親族の一人に支払うものとする。

○未復員者給与法施行規則

第四条 法第四条第四項の規定によつて扶養手当の支払を受ける扶養親族は、未復員者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、配偶者の父母及び兄弟姉妹の順位によつて定めた者とし、同順位にあつては、長は勿に先だつものとする。但し、第二系の扶養親族が相互に協議して、法第四条第四項の規定によつて扶養手当の支払を受ける扶養親族を選定し、支給方に申出た場合はそれによる。

○ 恩給法（大正十二年法律第四十八号）

「扶助料の給付事由及び受給順位」

第七十三条 公務員左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ遺族ニハ妻・未成年ノ子

夫・父母・成年ノ子・祖父母ノ順位ニ依リ之ニ扶助料ヲ給ス

一 在職中死亡シ其ノ死亡ヲ退職ト看做ストキハ之ニ普通ヲ給スヘキトキ

ニ 普通恩給ヲ給セラレル者死亡シタルトキ

② 父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ養父母ヲ後ニス祖父母ニ付テハ養父母ノ父母ヲ

先ニシ養父母ノ父母ヲ後ニシ父母ノ養父母ヲ先ニシ養父母ヲ後ニス

③ 先順位者タルヘキ者後順位者タル者ヨリ後ニ生スルニ至リタルトキハ前ニ項

ノ規定ハ当該後順位者夫収シタル後ニ限り之ヲ適用ス但シヤセ十四条ノ二オ一
項（公務員ノ死亡白の尸籍居出により遺族となる者）ニ規定スル者ニ付テハ比

ノ限ニ在ラス

第七条 （留守家族手当の支給条件）関係

○ 未復員者給与法才四条才一項

第七条の参照条文参照

○ 未復員者給与法施行規則才二条

第四条の参照条文参照

○ 一般取の取員の給与に関する法律（昭和二十五年法律九十五号）

第十一条

2 扶養手当の支給については 左に掲げる者で他に生計の途がなく主としてそ

の取員の扶養を受けている者ヲ扶養親族とする。

一 配偶者（居出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

二 満十八才未満の子及び孫

- 三 満六十才以上の父母及び祖父母
- 四 満十八才未満の弟妹
- 五 不具疾疾者

○ 戦傷病者或没者遺族等援護法

（夫、子、父、母、孫、祖父及び祖母に対する遺族年金の支給条件）

第二十五条 夫、子、父、母、孫、祖父又は祖母については、遺族年金は、これ等の遺族が昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日）が、昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日（に）において、それぞれ左の各号の規定する条件に該当する場合及びその後はいづれこれら各条件に該当するに至つた場合に支給する。

- 一 夫については、不具疾疾であつて、生活資料を得ることができないこと。
- ニ 子については、十八才未満であつて、配偶者がないこと、又は不具疾疾で

二三

あつて、生活資料を得ることができないこと。

- 三 父及び母については、六十才以上であること、不具疾疾であつて生活資料を得ることができないこと、又は配偶者がなく、且つ、その者を扶養することのできる直系血族がないこと。

二四

- 四 孫については、十八才未満であつて、配偶者がなく、且つ、その者を扶養することのできる直系血族がないこと、又は不具疾疾であつて、生活資料を得ることができず、且つ、その者を扶養することのできる直系血族がないこと。

- 五 祖父及び祖母については、六十才以上であつて、その者を扶養することのできる直系血族がないこと、又は不具疾疾であつて、生活資料を得ることができず、且つ、その者を扶養することのできる直系血族がないこと。

○ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）

第十六条 前条に規定する取員の遺族は、左の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、取員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者と含む）

二 子 父母、孫及び祖父母で、取員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前二号に掲げる者の外取員の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者

四 子 父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前二号に該当しないもの

第八条 （留守家族手当の額）関係

○ 未復員者給与法

第三条 未復員者の奉給は、これを月額十円とする。

第四条

2 扶養手当の月額は、扶養親族のうち妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）については六百円とし、その他の者については一人につき四百円とする。但し、満十八才未満の子の内一人については、六百円とする。

第九條（同順位者数人ある場合の支給の申請）申請

○戦傷病者歿没者遺族等機護法

（遺族年金を受ける権利を有する者が数人ある場合の請求）

第二十八條 同一の支給事由により遺族年金を受ける権利を有する者が数人ある場合においては、これらの者は、全員ののために、そのうち一人を選定して当該遺族年金の請求を行わなければならない。但し、世帯を異にする等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

第十條（留守家族手当の支給方法）関係

○未復員者給与法

第三條

2 俸給は、未復員者が内地（樺太を除く。以下同じ。）に帰還したとき、これを

とりまとめてその者に支払うものとする。但し、特に必要があるときは、その者が内地に帰還する以前でも、命令で指定する者に支払うことができる。

第四條

4 扶養手当は、毎月、命令の定めるところにより、これを扶養親族の一人に支払うものとする。但し、支給方において必要があると認められた場合においては、支給すべき三箇月分以内の分は、これをとりまとめて支払うことができる。

第十一條（支給の始期及び終期等）関係

○未復員者給与法

第四條

5 扶養手当の支払を受けている者又は命令で定める者は、左の各号の一に該当する事実がある場合においては、遅滞なく、その旨を支給方に届け出でなければ

ばならない。

一 あらたに扶養親族たる要件を具備する者があるに至つた場合

二 扶養親族のうち扶養親族たる要件を欠く者があるに至つた場合

六 扶養手当は、前項各号に掲げる事実の生じた日の属する月の翌月分から、その支給を開始し、その支給額を改訂し、又はその支給をやめる。

第五條 未復員者が復員し又は死亡したときは、復員し又は死亡した日の属する月分の俸給及び扶養手当は、全額これを支給する。

未復員者が復員し又は死亡した日の属する月の翌月以降その者の復員又は死亡の事実の判明した日までは、既に支給された俸給又は扶養手当は、これを国庫に返還させないことができる。

○ 未復員者給与法施行規則

第五條 法第四條第五項各号に規定する事實は、あらたに前條に該当するに至つ

た者のうちこれを支給庁（あらたに前條に該当するに至つた旨にあつては、その居住所を管轄する都の民生局または、道府県の民生部、以下同じ。）に届け出なければならぬ。

前項の届出は左の各号に掲げる期間内にこれをしなければならぬ。

一 あらたに扶養手当の支給を受けるに至つた扶養親族が、内地外から帰還したものである場合は、その内地に帰還した日から三箇月以内

二 前号以外の者である場合は、法第四條第五項各号に規定する事實が発生した日から一箇月以内

法第四條第五項第一号に該当する場合において、第一項の届出が前項の期限経過後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月分から扶養手当の支給を開始し、又はその支給額を改訂する。但し、通信連絡又は交通の絶えたことにより、帰還して初めて未復員者であつたことが判明したため前項の期間内に届出をしなかつた場合においては、未復員者が復員した日から一月以内に届け出た場合は限り、法第四條第五項第一号の期限は、

した日の属する月の翌月分から扶養手当を支給する。

第七條 法第四條第四項の規定により扶養手当の支給を受けているもの又は第一條第一項第三号の規定により療給の支給を受けている者は、法第五條第一項又は法第六條第一項に規定する事実についてその事実を知つたときから一箇月以内に、これを支給府に届け出でなければ法第五條第二項又は法第三項の規定の適用は、これを受けることができない。

○ 恩 給 法

〔年金恩給の給付期間〕

第三條 年金タル恩給ノ給付ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル月ノ翌月ヨリ之ヲ始メ權利消滅ノ月ヲ以テ終ル。

○ 民 法 (明治二十九年法律第八十九号)

第三十條 不在者ノ生死力七年間分明ナラサルトキハ家庭裁判所ハ利害關係人ノ

請求ニ因リ失踪ノ宣告ヲ爲スコトヲ得

戦地ニ臨ミタル者、沈没シタル船舶中ニ在リタル者其他死亡ノ原因タルヘキ危難ニ遭遇シタル者ノ生死力 戦争ノ止ミタル後、船舶ノ沈没シタル後又ハ其他ノ危難ノ去リタル後三年間分明ナラサルトキ亦同シ

第三十一條 失踪ノ宣告ヲ受ケタル者ハ前條ノ期間満了ノ時ニ死亡シタルモノト看做ス

第十二條 (留守家族手当の額の改訂) 関係

第十一條の参照條文参照

第十三條 (留守家族手当の支給をしない場合) 関係

第十一條の参照條文参照

第十四條（恩給^法との調整）関係

○ 恩 給 法

〔普通恩給又は一時恩給の給付事由〕

第四十五條 公務員所定ノ年数在職シタルトキハ之ニ普通恩給又ハ一時恩給ヲ給ス

○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（退職年金及び退職一時金の制度）

第四十四條 職員が相当年限忠実に勤務して退職し、又は死亡した場合におけるその者又はその者の遺族に対する退職年金又は退職一時金の制度は、すみやかに実施されなければならない。

2 公務に因る負傷若しくは疾病に因り死亡し、若しくは退職した職員又はこれらの者の遺族に対しても、退職年金又は退職一時金の制度が実施されることとなる。

二四

3 前項の規定による退職年金又は退職一時金の制度の実施に当つては、第四十五條の規定による公務災害補償との間に適当な調整が図られなければならない。

4 第一項及び第二項の退職年金及び退職一時金の制度を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

5 前條第三項の規定は、第一項及び第二項の退職年金及び退職一時金の制度について準用する。

○ 特別未帰還者給付法

第三條 国又は地方公共団体の公務員である特別未帰還者で現に国又は地方公共団体から俸給を受けているものについては、この法律による俸給及び扶養手当は支給しない。

第十五條（帰郷旅費）関係

○ 未復員者給与法

第七條 未復員者には、その復員の際、命令の定めるところにより、帰郷旅費として、千円から三千円までを支給する。但し、内地外において復員した者には、これを支給しない。

第十八條（遺骨埋葬経費）関係

○ 未復員者給与法

第八條 未復員者が死亡した場合においては、遺骨の引取に要する経費として、死亡者一人当り二千三百円、遺骨の埋葬に要する経費として、死亡者一人当り三千円をその遺族に支給することが出来る。但し、命令で指定する者の遺族に

は、遺骨の埋葬に要する経費は、これを支給しない。

前項の規定による遺族の範囲及び順位は、死亡した未復員者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにこれらの親族を欠くときは、その葬祭を行つた者とし、同順位者にあつては、長は幼に先だつものとする。

○ 国家公務員災害補償法

（葬祭補償）

第十八條 職員が公務上死亡した場合においては、国は、葬祭を行つた者に対して、葬祭補償として、平均給与額の六十日分に相当する金額を支給する。

第十七條（遺骨引取経費）関係

○ 未復員者給与法第八條第一項

第十七條の参照條文参照

第十八條（療養の給付）関係

○ 未復員者給与法

第八條の二 厚生大臣が、未復員者が自己の責に帰することのできない事由に因り疾病にかかり、又は負傷し復員後療養を要するものと認めたる場合においては、復員後三年間、その者に対し、必要な療養を行う。

厚生大臣は、前項の規定による療養を受けている者が同項の期間を経過する日において、なか、引当統一療養を要するものと認めたる場合においては、その期間の経過後においても更に三年間その者に対し、必要な療養を行うことができる。

○ 国家公務員災害補償法

（療養補償）

第十條 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、国は、療養補償として、必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。

○ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

（療養補償）

第七十五條 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

2 前項に規定する業務上の疾病及び療養の範囲は、命令で定める。

第十九條（療養の給付の範囲）関係

○ 未復業者給与法

第八條の二

前二項に規定する療養の範囲は、左に掲げるものとする。

一 診療

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 病院又は診療所への收容

五 看護

六 移送

○ 国家公務員災害補償法

第十一條 前條の規定による療養の範囲は、左に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

一 診療

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 病院又は診療所への收容

五 看護

六 移送

第二十條 (療養の給付の機関) 関係

○ 未復業者給与法

第八條の二

一 第一項及び第二項の規定により療養を受けることが出来る者が、前項の療養を受けようとするときは、左の各号の定めるところによる。

一 厚生大臣の指定する医療機関から受けることができる。この場合において、国は、厚生大臣の定める基準の範囲内で、当該医療機関にその費用を支払フ。

二 前号に規定する医療機関以外の医療機関から受けることができる。この場合において、国は、厚生大臣の定める基準の範囲内で、その費用をその療養を受ける者に支払わなければならない。

第二十一條（診療方針及び診療報酬）関係

○ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

（診療方針）

第四十三條ノ四 保険医及保険薬剤師ハ厚生大臣が定ムル所ニ依リ懇切丁寧ニ被保険者及被扶養者ノ療養ヲ担当スベシ

② 厚生大臣前項ノ定フ為サントスルトキハ中央社会保険医療協議会ニ諮問スル

モノトス

③ 保険医及保険薬剤師ニシテ前項ノ規定ニ依ル療養ヲ担当スルノ義務ヲ怠リタルトキハ都道府県知事之ガ指定ヲ取消スコトヲ得

（診療報酬）

第四十三條ノ六 保険医若ハ保険薬剤師又ハ之ヲ使用スル者が療養ノ給付ニ関シ保険者ニ請求スベキ費用ノ額ハ療養ニ要スル費用ヨリ一時負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス

② 前項ノ療養ニ要スル費用ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ保険者之ヲ算定ス

③ 厚生大臣前項ノ規定ニ依リ定フ為サントスルトキハ中央社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス

第二十二條（医療費ノ審査）関係

（昭和三十二年法律第二百二十九号）

（昭和三十二年法律第二百二十九号）

第十四條 基金、前條第一項第三号及び第二項の審査を行うため、従たる事務

所として、審査委員会を設けるものとする。

2 審査委員会の委員は、診療担当者、保険者を代表する者及び学識経験者のうちから、各々九人以下の同数を幹事長が委嘱する。

3 前項の委嘱は、診療担当者、保険者を代表する者及び保険者を代表する者については、それぞれ所属団体の推薦により、学識経験者については都道府県知事の推薦により行われなければならない。

第二十三條（報告の請求及び検査）関係

○ 未償員者給与法

第八條の十一 厚生大臣又は都道府県知事は、療養等の支給に因して必要がある

と認めるときは、療養等の支給を受けようとする者その他の関係人に対し、必要な報告をさせることができる。

○ 生活保護法

（調査の嘱託及び報告の請求）

第二十九條 市町村長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

○ 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）

（報告の請求及び検査）

第四十二條 都道府県知事は、第三十四條第一項及び第三十五條に規定する費用

の負担を適正ならしめるため必要あると認めるときは、指定医療機関の管理
者に対して必要な報告を求め、又は当該職員として指定医療機関についてその
管理上の同意を得て実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。
2 指定医療機関が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚
偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県は、当該指定医療機
関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

○ 未償員者給与法

第八條の十二 厚生大臣又は都道府県知事は、療養等の支給に肉して必要がある
と認めるときは、その職員に療養等の支給に關係のある病院又は診療所に立ち
入らせ、診療その他の帳簿書類を検査させ、又は療養等の支給を受けようとする
者その他の関係人に對し、質問させることができる。

前項の規定により立ち入り、検査し、又は質問する職員は、その身分を示す

証票を携帯し、且つ、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
三、

第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○ 生活保護法

（調査及び検診）

第二十八條 市町村長は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護
者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するため、要保護者について当
該職員は、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要
保護者に対して、市町村長の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべ
き旨を命ずることができる。

2 前項の規定によつて立ち入調査を行う当該職員は、厚生省令の定めるところに
より、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があつたときは、こ

れを呈示しなければならない。

了 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十四條（療養費の支給）関係

○ 未復員者給付法第八條ノニ第四項第二号

第二十條（療養の給付の機関）の参照条文参照

第二十五條（療養中の死亡者）関係

○ 未復員者給付法

第八條の三 前條の規定により療養を受けている者が、その間に死亡した場合においては、遺骨の埋葬に要する経費として死亡者一人当り三千円をその遺族に

支給する。

第八條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第二十六條（障害一時金）関係

○ 未復員者給付法

第八條の四 未復員者が自己の責に帰することのできない事由に因り疾病にかかり、又は負傷した場合において、復員の際治癒しているとき、復員後三年（療養を受ける者については、その受けることのできる期間）以内に治癒しなかったり、又は治癒しないがその期間を経過したときは厚生大臣が列表第一に掲げる程度の障害の状態にあると認めたる者には、その程度に応じ、障害一時金として同表下欄の甲に定める金額を支給する。

第二十七條（再給付等の禁止）関係

（不償員者給与法）

第八條の五 障害一時金の支給を受けた者には、同一の事由については以後療養を行わず、又、重ねて障害一時金を支給しない。

第八條の六 同一の事由について他の法令の規定により療養又は障害一時金に相当する給付を受ける者には、この法律による療養を行わず、又は障害一時金を支給しない。

（不償員者給与法改正（昭和二十三年法律第二百七十七号））

附則

第五條 この法律の規定の適用を受ける日前に同一の事由につき他の法令の規定により障害一時金に相当する年金または一時金の支給を受けた者には、この法

律による障害一時金を支給しない。

第二十八條（報告の請求）関係

第二十三條（報告の請求及び検査）の参照条文参照

第二十九條（調査究明）関係

（外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号））

（外務省の任務）

第三條 外務省は、左に掲げる国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

八 海外における邦人の保護並びに海外渡航及び移住のあつ旋

○ ポツダム宣言（千九百四十五年七月二十六日）

九 日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且ツ生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルベシ

○ 日本国との平和條約

第五條

(b) 日本国軍隊の各自の家庭への復帰に關する千九百四十五年七月二十六日のポツダム宣言の第九項の規定は、またその実施が完了されていない限り、実行されるものとする。

第三十條（時効）關係

○ 未復員者給与法

第八條の七 療養、第八條の三の規定による遺骨の埋葬に要する経費及び障害一時金（以下療養と総稱する。）を受ける権利は、これらの給付事由の生じた日から二年間行わないときは、時効により消滅する。

○ 国家公務員災害補償法

（時効）

第二十八條 補償を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。但し、補償を受けるべき者が、この期間経過後その補償を請求した場合に於て、実施機関が第八條の規定により、補償を受けるべき者に通知をしたこと又は自己の責に帰すべき事由以外の事由によつて通知をすることができなかったことを立証できない場合には、この限りでない。

二 前項の時効の中断、停止その他の事項に關しては、民法の時効に關する規定を準用する。

○ 恩給法

(恩給受給権の消滅時効)

第五條 恩給を受けるの権利は之を給すべき事由の生じた日より七年内請求せざるときは、時効に因りて消滅す。

○ 会計法 (昭和二十二年法律第三十五号)

第三十條 金銭の給付を目的とする国の権利で、時効に因りて他の法律に規定がないものは、五年間これを行わないときは、時効により消滅する。
国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

○ 民法

(三年の短期消滅時効)

第七十條 左に掲ケタル債権ハ三年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

一 医師、産婆及ヒ藥劑師ノ治癒、勤勞及ヒ調劑ニ關スル債権

二 技師、棟梁及ヒ請負人ノ工事ニ關スル債権但此時効ハ其負担シタル工事終了ノ時ヨリミテ起算ス

○ 戦傷病者戦没者遺族等援護法

(時効)

第四十五條 障害年金、遺族年金又は弔慰金を受ける権利は、七年内行わないときは、時効によつて消滅する。

第三十一條 (譲渡等の禁止) 肉體

○ 不償買者給与法

第八條のハ 養養を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差押えることができない。

○戦傷病者救済者遺族等振護法

(譲渡又は担保の禁止)

第四十六條 障害年金、遺族年金又は弔慰金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

○戦傷病者救済者遺族等振護法

(差押の禁止)

第四十七條 障害年金、遺族年金又は弔慰金を受ける権利及び第三十七條に規定する国債は、差し押えることができない。但し、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)又は国税徴収の例による場合には、この限りでない。

○国家公務員災害補償法

(補償を受ける権利)

第七條

四三

2 補償を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

○恩給法

(譲渡、担保、差押の禁止)

第十一條 恩給ヲ受クルノ権利ハ之ヲ譲渡シ、又ハ担保ニ供スルコトヲ得ス

○民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)

(差押禁止債権)

第六百十八條 左ニ掲グル債権ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

第一 法律上ノ養料

第二 債務者力義務建設所ヨリ又ハ第三者ノ意思ニ因リ受クル経続ノ收入
但債務者及ヒ其ノ同居ノ親族ノ生活ニ必要ナルモノニ限ル

第三及ヒ第四削除

第三十三條 官吏、神祇、僧侶及公立私立ノ教育場教師ノ職務上ノ收入、恩給及ヒ其
補助料

第六 雇工、労務者又ハ雇人ノ其勞力又ハ役務ノ為ニ受クル報酬

第一号、第五号及第六号ニ掲ケル收入ニ付テハ其支払期ニ受ケヘキ金額ノ四
分ノ一二限リ之ヲ差押フルコトヲ得 但シ 差押ニ因リ債務者ノ其生活上窮迫
ノ状態ニ陥ルノ恐ナキトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ其二分ノ一二還スルマテ之ヲ
差押フルコトヲ得

第三十二條（非課税）関係

○ 未償員者給与法

第八條の九 療養等として支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を
課してはならない。

○ 国家公務員災害補償法

（非課税等）

第三十條 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を
課してはならない。

第三十一條 補償に関する書類には、印紙税を課さない。

○ 所得税法（昭和二十二年法律第二十七條）

（非課税所得）

第六條 左に掲げる所得については、所得税を課さない。

二 傷病者の恩給並びに遺族の恩給及び年金

○ 戦傷病者戦没者遺族等援護法 （非課税）

第三十二條（非課税）肉俵
第三十一條 補償に關する書類には、印紙税を課さない。

第三十條 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第三十條 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第三十條 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第三十條 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第三十條 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第三十條 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第三十條 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第三十條 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第三十條 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第三十條 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第三十條 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第三十條 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第三十條 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第三十條 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第四十八條 障害年金、第十七條又は第二十一條の規定により支給を受ける金品及び有価金並に第三十七條に規定する国債につき遺族又はその相続人が受ける利子及びこれらの者の当該国債の譲渡による所得については、所得税を課さない。

2 譲渡に因する書類には、印紙税を課さない。

第三十三條（本邦）内係

第三條（帰還）の参照條文参照）

第三十四條（権限又は事務の委任）内係

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）

（行政機関の長）

第五條 総理府及び各省の長は、それぞれ内閣総理大臣及び各省大臣（以下各大

四九

臣と総称する。）とし、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣として、それぞれ行政事務を分担管理する。

三〇

○ 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）

（設置）

第十三條

福祉に因する事務所は、生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法に定める保護、育成又は更生の措置に因する事務をつかさどるところとする。

○ 南方連絡事務局設置法（昭和二十七年法律第二百十八号）

（日本政府南方連絡事務所）

第五條 南方地域にかいて左の各号に掲げる事務を行わせるため、南方連絡事務局に、日本政府南方連絡事務所（以下「南方連絡事務所」という。）を置く、
二 第二條第一号から第四号までに掲げる事務を行うこと。

(所掌事務)

第二條 南方連絡事務局は、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 本邦へ出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)第二條に規定する本邦をいう。以下同じ。)と南方地域との渡航に關する事務を行うこと。

二 南方地域に滞在する日本國民の保護に關する事務を行うこと。

三 本邦と南方地域にわたる身分關係事項その他の事實について公の証明に關する文書を作成すること。

四 本邦と南方地域との間において解決を要する事項を調査し、連絡し、あつ旋し、及び処理すること。

○ 戦傷病者、戦没者遺族等援護法

(権限又は事務の委任)

第五十條 この法律に定める厚生大臣の権限又は権限に屬する事務であつて、民

令で定めるところにより、都道府県知事又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する援護の実施機関が行う。

第三十五條(省令への委任) 肉保

○ 戦傷病者戦没者遺族等援護法

(省令への委任)

第五十一條 この法律に特別の規定がある場合を除く外、この法律の実施のため
の手続その他その執行について必要な細則は、省令で定める。

第三十六條(罰則) 肉保

○ 未従員者給与法

第八條の十三 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第八條の十一の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
ニ 前條第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は偵
問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者。

附則第三項（一般職の職員給与に関する法律の一部改正）関係

○ 一般職の職員給与に関する法律

附則

3 未帰還職員の給与の取扱については、この法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○ 未帰還職員の給与（昭和二十六年人事院規則九一九）

（総則）

第一條 給與法附則第三項（未帰還職員の給与の取扱）の規定による未帰還職員の給与は、俸給及び扶養手当とする。

第二條 この規則において、「未帰還職員」とは、昭和二十年八月十五日以降引続き内地（樺太を除く。以下同じ。）外にある職員をいう。

（俸給）

第三條 未帰還職員の俸給の月額は、次の各号に定めるところによる。

一 内地に扶養親族（給與法第十一條第二項「扶養親族」に規定する扶養親族に相当する者をいう。以下同じ。）を養育しない者にあつては、その者の昭和三十一年七月一日現在の俸給又は給料の額（その額が別表上欄に掲げる額のいずれにも該当しない場合には同額におけるその額の直近の額とし、同額におけるその額の直近上位の額とする。）に対応する別表下欄に掲げる新俸給の額

二 内地に扶養親族を養育する者で未帰還者給與法（昭和二十二年法律第百八十二号）の適用を受けないものにあつては、その者の昭和三十一年七月一日現在の俸給又は給料の額（その額が別表上欄に掲げる額のいずれにも該当しない場合には同額におけるその額の直近の額とし、同額におけるその額の直近上位の額とする。）に対応する別表下欄に掲げる新俸給の額

三 内地に扶養親族を養育する者で未帰還者給與法の適用を受けるものにあつては、前号により算出した新俸給の額から同法に基く俸給の額を控除した額

（扶養手当）

第四條 未帰還職員の扶養手当は、内地に残置されている扶養親族について支給する。

2 未復業者給與法の適用を受けない未帰還職員の扶養手当の月額額は、次の各号の金額の合計額とする。

- 一 扶養親族のうち、配偶者については六百円、その他の扶養親族については一人につき四百円（但し、満十八才未満の子一人については六百円）
- 二 前号の金額に、それぞれの扶養親族の居住地に対応する給與法第十二條第二項（勤務地手当の月額）に定める勤務地手当の支給割合を乗じた額
- 三 未復業者給與法の適用を受ける未帰還職員の扶養手当の月額は、前項の扶養手当の月額から同法に基く扶養手当の額を控除した額とする。

附則第四項（申請主義の特例）関係

○ 未復業者給與法（昭和二十二年法律第百八十二号）

五七

第三條 未復業者の俸給は、これを月額とする。

五八

俸給は、未復業者が内地（樺太を除く、以下同じ。）に帰還したとき、これをとりまゝとしてその者に支給するものとする。但し、別に必要があるときは、その者が内地に帰還する以前でも、命令で指定する者に支給することができる。

第四條 未復業者で命令で定める扶養親族のあるものには、扶養手当を支給する。

○ 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の職階別、試験、在免、給與、能率、分限、懲戒、保障、服務及び恩給に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、左に掲げる法律の規定を準用する。

三 一般職の職員の給與に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）

○ 未帰還者留守家族等援護法案

（留守家族手当の支給）

第五條 未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給する。

2 留守家族手当の支給は、これを支給しようとする者の申請に基づいて行う。

附則第二十一項（療養の給付）関係

○ 未復員者給與法

第八條の二 厚生大臣が、未復員者が自己の責に帰することのできない事由に因り疾病にかかり、又は負傷し復員後療養を要するものと認めた場合においては、復員後三年間、その者に対し、必要を療養を行う。

附則（昭二三、一二、二九法律二七七）

第二條 厚生大臣が、この法律施行前に復員した者が未復員中において自己の責に帰することのできない事由に因り疾病にかかり、又は負傷し療養を要するものと認めた場合においては、この法律施行の日から三年間、その者に対し、必要を療養を

三九

行う。

六〇

第八條の二

厚生大臣は、前項の規定による療養を受けている者が同項の期間を経過する日において、なお、引き続き療養を要するものと認めた場合においては、その期間の経過後においても更に三年間その者に対し、必要を療養を行うことができる。

附則第二十三項（指定医療機関）関係

○ 未復員者給與法

第八條の二

第一項及び第二項の規定により療養を受けることが出来る者が、前項の療養を受けようとするときは、左の各号の定めるところによる。

一 厚生大臣の指定する医療機関から受けることができる。この場合において、

国は、厚生大臣の定める基準の範囲内で、当該医療機関にその費用を支払う。
二 前号に規定する医療機関以外の医療機関から受けることがでざる。この場合において、国は、厚生大臣の定める基準の範囲内で、その費用をその療養を受ける者に支払わなければならない。

附則第二十八項（新法と恩給法との調整）関係

○ 恩給法の一部を改正する法律案（昭和二十八年法律第 号）

（未帰還公務員）

第二十七條 昭和二十年九月二日から引き続き公務員として海外にあつてまだ帰国していない者（以下「未帰還公務員」という。）に對しては、その者が左の各号の一に該当する場合においては、それぞれ当該各号に掲げる日に退職したものとみなして恩給を給する。

六一

六二

- 一 未帰還公務員が昭和二十八年七月三十一日において普通恩給についての最短恩給年限に達している場合にあつては、同日
- 二 未帰還公務員が昭和二十八年七月三十一日において普通恩給についての最短恩給年限に達していない場合にあつては、当該最短恩給年限に達する日
- 三 未帰還公務員が普通恩給についての最短恩給年限に達しないで帰国した場合にあつては、その帰国した日

旧 條 文（傍線は改正され又は改正に關係ある箇所）

新 條 文（傍線は改正、又は改正關係箇所を略記）

附則第二十九項（陸軍刑法を廢止する等の政令第七條の改正）關係

○ 陸軍刑法を廢止する等の政令（昭和二十二年政令第五十二号）

附 則

第六條 この政令は、昭和二十二年五月三日から適用する。

第七條 この政令施行の際既に陸海軍に屬し復員していない者は、その者の復員するまで、従前の業務に相当する未復員者としての業務に秩序を

第七條 もとの陸海軍に屬していた者であつて、まだ復員していないものは、復員するまでの間、なお、従前の未復員者としての身分を有するものとする。

六三

保つて従事するものとし、給与に於いての取扱に關しては、未復員者給與法に定めるものを除く外従前の例による。

2 前項の未復員者が歸還し、又はその志により歸還しないと認められるときは、厚生大臣は、その者の復員に關して必要な手続をとらなければならない。

附則第三十項（厚生省設置法の一部改正）關係

○ 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）

第 四 條

2 厚生省は、前項の外、左に掲げる

國の行政事務を一体的に遂行する責
任を負うものとする。

二 戦傷病者、戦没者遺族等の援護

第五條 厚生省は、この法律に規定す
る所掌事務を遂行するため、左に掲
げる権限を有する。

但し、その権限の行使は、法律（こ
れに基く命令を含む）に従つてな
されなければならない。

六十四 未償還者給與法（昭和二十
二年法律第百八十二号）及び特別
未償還者給與法（昭和二十三年法
律第二百七十九号）の定めるところ
により、療養の必要の有無を認

戦没者遺族、未償還者留守家族等

六十四 未償還者留守家族等援護法（
昭和二十八年法律第 号）の定め
るところにより、留守家族手当の額
を改訂し、及び療養の給付の必要の
有無を認定すること。

定し、療養の基準を定め、及び障
害の程度を認定すること。

第十四條の二 引揚根拠局においては、
左の事務をつかさどる。

七 未償還者給與法及び特別未償還
者給與法に基く給與の実施に関す
ること。

八 前三号に掲げるものの外、旧陸海
軍の残務の整理に関すること。

（職員連絡局）

第三十九條の五 職員連絡局は、本省
の所掌事務のうち旧陸軍に関する第
十四條の二第五号、第六号及び第八
号に掲げる事務を分掌する。

五 未償還者留守家族等援護法を施行
すること。

八 前二号

第十四條の二第六号から第八号まで

(復員連絡局支部)

- 第三十九條の六 復員連絡局支部は、復員連絡局の所掌事務を分掌する。
- 2 復員連絡局支部の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
中部復員連絡局 広島支部	広島市 船場町	広島県、島根県、岡山県、 広島市、山口県

(所掌事務)

- 第三十九條の八 地方復員部は、本省の所掌事務のうち旧海軍に関する第十四條の二第五号から第八号までに掲げる事務を分掌する。

広島市

第十四條の二第六号

附則第三十一項(引揚援護庁設置令の一部改正関係)

○引揚援護庁設置令(昭和二十三年政令第百二十四号)

第二条 引揚援護庁の所掌事務は、左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

二 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事務を行うこと。

二 戦傷病者、戦没者遺族等の援護及び大帰還者留守家族等の援護

附則第三十二項（結核予防法の一部改正
関係）

○ 結核予防法（昭和二十六年法律第九
十六号）

（一般患者に対する医療）

第三十四條 都道府県は、結核の適正
な医療を普及するため、その区域内
に居住する結核患者が第三十六條（
指定医療機関）の規定により指定さ
れた病院又は診療所（以下「指定医
療機関」という。）で省令で定める医
療を受けるために必要を費用につい
て当該患者又はその保護者の申請
により、その二分の一を負担するこ

未帰還者留守家族等保護法（昭和二十

八年法律第 号）

とができる。但し、当該患者が、未
帰還者給與法（昭和二十二年法律第
百八十二号）又は特別未帰還者給與
法（昭和二十三年法律第二百七十九
号）の規定によつて医療を受けるこ
とができる者であるときは、この限
りでない。

（従業禁止、命令入所患者の医療）

第三十五條 都道府県は、都道府県知
事が第二十八條（従業禁止）の規定
により従業を禁止し、又は第二十九
條（入所命令）の規定により結核療
養所に入所し、若しくは入所させる
ことを命じた場合において、当該患

者が生活保護法の適用を受ける者であるとき、その他経済的事情により医療を受けることが困難であると認められるときは、当該患者が指定医療機関で受ける医療に要する費用について、当該患者又はその保護者の申請により、その全部又は一部を負担することができ、但し、当該患者が、本復員者給與法又は特別永年給與法の規定によつて医療を受けることができないときは、この限りでない。

永年給與者留守家族等援護法

附則第三十三項（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）関係

○ 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）

（業務）

第十三条

2 基金は、前項に定める業務の外、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十三條第三項（診療報酬決定についての諮問）又は戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第十九條第三項（審査委員会等の意見の聴取）

戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第十九條第三項又は永年給與者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第 号）第二十二

の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額の決定について意見を求められたときは意見を述べ、また、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十八條第三項（診療報酬の支払事務の委託）の規定により指定医療機関に対する診療報酬の支払事務を委託されたときは、支払事務を行うことができる。

附則第三十四項（地方自治法の一部改正）関係

○ 地方自治法

附 則

第十條 都道府県及び特別市は、軍人軍属であつた者の身上の取扱に關する事務、その家族等に対する供給その他の給與に關する事務及び未引揚邦人の調査に關する事務並びに特別未帰還者給與法（昭和二十三年法律第二十七号）の施行に關する事務を處理しなければならぬ。但し、政令で特例を設けることができる。

附則第三十五項（地方税法の一部改正）

傍線箇所を削る。

関係

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十五号）

（道府県法定外普通税の非課税の範囲）

第二百六十二條 道府県は、左に掲げるものに対しては、道府県法定外普通税を課することができない。

六 未従員者給與法（昭和二十二年法律第百八十二号）及び特別米帰還者給與法（昭和二十三年法律第百七十九号）の規定によつて支給を受ける療養、遺骨の埋葬に要

六 米帰還者留守家族等援護法の規定により支給を受ける金品

七六

七五

する経費（米従員者給與法第八條の三（療養中死亡した場合の遺骨埋葬費）の規定（特別米帰還者給與法第二條（米従員者給與法の準用）の規定によつて準用する場合を含む）によるものに限る。）及び障害一時金

（市町村法定外普通税の非課税の範囲）

第六百七十二條 市町村は、左に掲げるものに対しては、市町村法定外普通税を課することができない。

六 米従員者給與法及び特別米帰還者給與法の規定によつて支給を受ける

六 米帰還者留守家族等援護法の規定により支給を受ける金品

ける療養、遺骨の埋葬に要する経費（未復員者給與法第八條の三ハ療養中死亡した場合の遺骨埋葬費）の規定（特別未帰還者給與法第二條ハ未復員者給與法の準用）の規定によつて準用する場合を含む。）によるものに限る。）及び障害一時金

（事業税の課税標準）

第七百四十四條

一 医療法人が健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）、未復員者給與法、特別未帰還者給與法、未帰還者留守家

特別未帰還者給與法、未帰還者留守家

族等援護法

運者給與法若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十三年法律第百二十七号）の規定に基づく医療扶助のための医療若しくは結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の規定に基づく医療につき支払を受けた金額は、第五項の給益金に算入せず、また、当該給付に係る経費は、同項の総損金に算入しない。
（特別所得税の課税標準）

第七百七十七條

四 医業及び歯科医業については、所得の計算上総収入金額から控除すべき金額は、前項の規定にかかわらず、

必要経費及び十二月分としての三
万八千円の外、当該業務を行つ者が
健康保険法、国民健康保険法、船員
保険法、国家公務員共済組合法、未
帰還者給與法、特別永帰還者給與法
若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護
法の規定に基く療養の給付人は生活
保護法の規定に基く医療扶助のため
の医療若しくは結核予防法の規定に
基く医療につき支払を受けた金額が
らも支給付に係る経費を控除した全
額とする。

特別永帰還者給與法、未帰還者留守家
族等援護法

附則第二十六項（国家公務員災害補償法
の一部改正）関係

○ 国家公務員災害補償法（昭和二十
六年法律第九十一号）

第一条 この法律は、国家公務員法（
昭和二十二年法律第二十号）第九
十三條へ公務員に対する補償にか
ら第九十五條へ補償制度の立案及び
実施の責務）までの規定に基き、同
法第二條に規定する一職に属する
職員（船員法（昭和二十二年法律第
百号）第一條（船員）に規定する船
員である職員、未帰還者給與法（昭

和及び未帰還者留守家族等援護法（昭和

和二十二年法律第百八十二号)に規定する未償還者である職員及び特別未帰還者給與法(昭和二十三年法律第二百七十九号)に規定する特別未帰還者である職員を除く。以下「職員」という。の公務上の災害(負傷、疾病、麻痺又は死亡をいう。以下同じ。に對する補償(以下「補償」という)を迅速且つ公正に行い、あわせて公務上の災害を受けた職員の福祉に必要な施設をすることを目的とする。

二十八法律第
一項に規定する未帰還者である職員

附則第三十七項(戦傷病者戦没者遺族等
援護法の一部改正)関係

旧 條 文 (傍線は削る部分)

(障害年金の支給)

第七條 軍人軍属であつた者が在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり昭和二十七年四月一日(左の各号の一に規定する者については、当該番号に掲げる日)において、当該負傷又は疾病により恩給法別表第一号表の二に定める程度の不具瘥疾の狀態にある場合においては、その者にその不具瘥疾の程度に応じて障害

新 條 文 (傍線は改正部分)

年金を支給する。

二 昭和二十七年四月一日以後未復員者給与法（昭和二十二年法律第百八十二号）第八條の二又は未復員者給与法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百七十七号）附則第二條の規定により療養を受けることができる者については、当該負傷若しくは疾病がなおつた日又はなおらないでこれらの規定により療養を受けることがでざる期間を経過した日

（一）障害年金の控除）

第十二條 旧恩給法の特例に関する件又は

は未復員者給与法の規定により傷病賜金又は障害一時金を受けた者が、同一の事由によつて障害年金の支給を受ける場合においては、政令の定めるところにより、その者に支給する障害年金の額から、既に受けた傷病賜金又は障害一時金の額に相当する額の全部又は一部を控除することができる。

二 昭和二十七年四月一日以後未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第 号）第十八條の規定により療養を受けることがでざる者については、当該負傷若しくは疾病がなおつた日又はなおらないでこれらの規定により療養を受けることがでざる期間を経過した日

旧恩給法の特例に関する件若しくは

旧未復員者給与法（昭和二十二年法律第百八十二号）又は未帰還者留守家族等援護法の規定により傷病賜金又は障害一時金を受けた者が、同一の事由によつて障害年金の支給を受ける場合においては、政令の定めるところにより、その者に支給する障害年金の額から、既に受けた傷病賜金又は障害一時金の額に相当する額の全部又は一部を控除することができる。

（遺族年金支給の特例）

第二十九條の二 軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死亡の事実が判明しなかつたため、その親族に対して未帰還者

(手慰金の支給)

第三十四條 昭和十六年十二月八日以後
における在職期間内に、公務上負傷し
又は疾病にかかり、在職期間内又は在
職期間経過後、これにより、死亡した
軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺
族には、手慰金の、手慰金を支給す

留守家族等保護法第三條の規定による
留守家族手当は、同法附則第九條若し
くは第十條の規定による特別手当が支
給されてゐた場合においては、当該軍
人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族に支
給すべき遺族年金は、当該留守家族手
当又は特別手当が支給されてゐた期間
に係る分は、支給しない。

る。

3 第一項の規定の適用については、特
別未帰還者給與法（昭和二十三年法律
第二百七十九号）第一條に規定する特
別未帰還者は、軍属とみなし、その者
の昭和二十年九月二日以後海外にある
間における自己の責に帰することので
きない事由に基く負傷又は疾病を在職
期間内における公務上の負傷又は疾病
とみなす。

3 第一項の規定の適用については、同
特別未帰還者給與法（昭和二十三年法
律第二百七十九号）第一條に規定する
特別未帰還者は、軍属とみなし、その
者の昭和二十年九月二日以後海外にあ
る間における自己の責に帰することの
できない事由に基く負傷又は疾病を在
職期間内における公務上の負傷又は疾
病とみなす。

(註) 旧條文とは戦傷病者戦没者遺族等保護法の一部を改正する法律（第五）により
改正されたものと仮定した場合における戦傷病者戦没者遺族等保護法の條文を
謂うものである。

附則第三十八項（遺族援護法の一部改正に関する経過規定）関係

○ 未復員者給與法（昭和二十二年法律第百八十二号）

第八條の二 厚生大臣が、未復員者が自己の責に帰することのできない事由に因り疾病にかかり、又は負傷し復員後療養を要するものと認めた場合においては、復員後三年間、その者に對し、必要な療養を行う。

前項に規定する療養の範圍は、左に掲げるものとする。

一 診療

二 藥劑又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 病院又は診療所への收容

五 看護

六 移送

第一項の規定により療養を受けることができる者が前項の療養を受けようとするときは、左の各号の定めるところによる。

一 厚生大臣の指定する医療機関から受けることができる。この場合において、

国は厚生大臣の定める基準の範囲内で、当該医療機関にその費用を支払う。

二 前號に規定する医療機関以外の医療機関から受けることができる。この場合において、国は、厚生大臣の定める基準の範囲内で、その費用をその療養を受ける者に支払わなければならない。

第八條の四 未復員者が自己の責に帰することのできない事由に因り疾病にかかり、又は負傷した場合において、復員の際治療しているとき、復員後三年（療養を受ける者については、その受けることのできる期間）以内に治療したとき又は治療しないがその期間を経過したときに、厚生大臣が、別表第一に掲げる程度の障害の状態にあると認めた者には、その程度に応じ、障害一時金として同表下欄の甲に定める金額を支給する。

(別表省略)

○ 未復員者給與法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百七十七号)附則

第二條 厚生大臣が、この法律施行前に復員した者が未復員中において自己の責に帰することのできない事由に因り疾病にかかり、又は負傷し療養を受けるものと認められた場合においては、この法律施行の日から三年間、その者に対し、必要な療養を行う。

○ 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)

(障害年金の支給)

第七條 軍人軍属であつた者が在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、昭和二十七年四月一日(左の各号の一に規定する者については、当該各号に掲げる

八九

九〇

日)において、当該負傷又は疾病により恩給法別表第一号表の二に定める程度の不具廃疾の状態にある場合においては、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。

一 昭和二十七年四月一日以後復員する者で、その復員の日において当該負傷又は疾病がなつてゐるものについては、その復員の日

二 昭和二十七年四月一日以後未復員者給與法(昭和二十二年法律第百八十二号)第八條の二又は未復員者給與法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百七十七号)附則第二條の規定により療養を受けることができる者については、当該負傷若しくは疾病がなつた日又はなならないでこれらの規定により療養を受けることができる期間を経過した日

(障害年金の始期及び終期)

第十三條 障害年金の支給は、第七條第一項の規定により支給するものについては、昭和二十七年四月(同項各号の一に規定する者に支給するものについては、当該

各号に掲げる日の属する月の翌月)から、同條第二項の規定により支給するもの
については、同項に規定する議決があつた日の属する月の翌月から始め、権利が
消滅した日の属する月で終る。

2 第十條第一項の規定により、障害年金の額を改定した場合において、改定され
た額による障害年金の支給は、同條第三項に規定する議決があつた日の属する月
の翌月から始める。